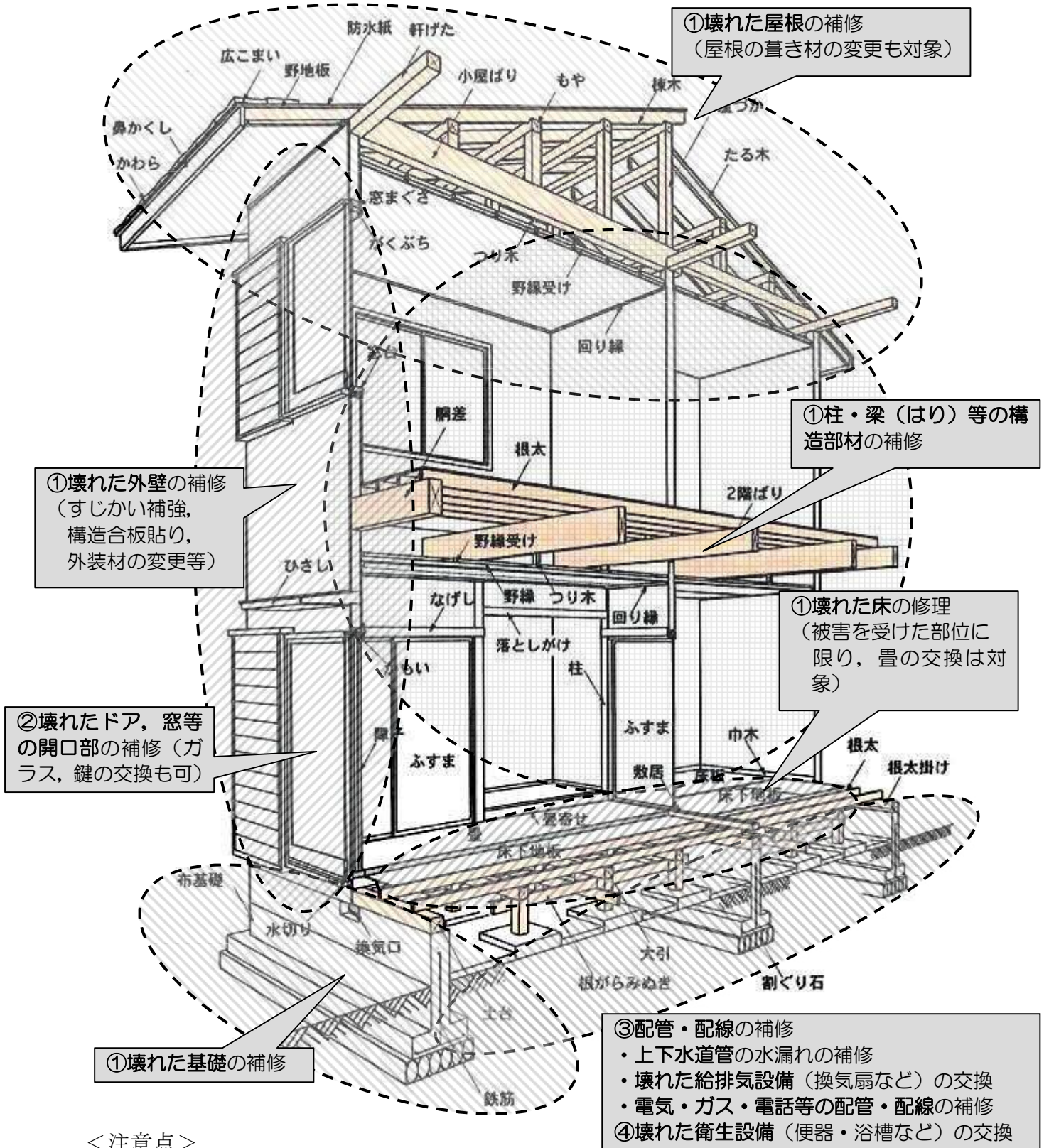


住宅の応急修理対象範囲（令和元年台風第19号により被災した部位に限る）



<注意点>

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です（例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など）。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象です。
- ・家電製品は、対象外です。